

平成28年度第一回京都市立芸術大学評価委員会議事録

●事務局 定刻となりましたので、ただいまから平成28年度公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、行財政局総務部総務課担当課長の市田と申します。よろしく願いいたします。まず初めに、本日の出席者の紹介をさせていただきます。

(出席者紹介)

次に、本委員会の公開についてでございます。

本市では、京都市市民参加推進条例第7条において、審議会等を原則公開することが定められております。このため、本会議についても公開といたしております。

また、本評価委員会の定足数の関係でございますが、本日は全ての委員の皆様にご出席をいただいております。したがって、京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例第5条第3項により、会議に必要な定足数である委員の過半数を満たしていることをご報告いたします。

なお、会議録につきましては、発言者の氏名を伏せた上で行財政局のホームページ上で公開いたしてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これから先の議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

●委員長 それでは、私のほうで議事進行をさせていただきます。

暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は大きく分けて4つの議題があります。1つ目の議題「平成27年度業務実績に関する評価について」ですが、平成27年度の業務実績に関して、大学から自己評価等の報告を受けたうえで、当委員会において検証し、評価を行ってまいります。

評価を行うに際しましては、評価委員会において、あらかじめ基準を定めております。内容については、資料1に取りまとめられていますが、事前に各委員に事務局から説明がなされていると思いますので、この場での説明は省略させていただきます。この評価方針及び評価方法に基づき、平成27年度の業務実績報告について審議してまいります。

この後、法人から説明をお願いしますが、評価については、項目ごとに一つ一つ審議していきますと大変時間がかかりますので、まず、法人から主な点、特筆すべき点等について、例示的に説明いただき、その後、各委員から特に取り上げて議論すべきと思われる項目をいくつか挙げていただいて議論する、という形で進めたいと思います。

資料2をご覧ください。評価する大項目としては5つございますが、大きく3つの括りに分けて法人から説明をお願いしたいと思います。

最初に、「第1大学の教育研究等の質の向上に関する目標」について、続いて、「第2業務運営の改善及び効率化に関する目標」及び「第3財務内容の改善に関する目標」について、最後に「第4自己点検・評価及び情報の提供に関する目標」及び「第5その他業務運営に関する重要目標」についてお願いしたいと思います。

なお、「第1大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の評価については、中期計画終了後に実施する評価において実施することとしており、本日举行する年度評価の対象とはなりません。説明を聴取のうえ、後ほど今後の参考としてご意見があれば伺いたいと思います。それではよろしくお願いします。

●芸術大学 それでは、「議第1号 平成27年度業務実績報告書」につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、私ども大学側で実施いたしました自己点検評価の結果からご説明申し上げます。

まず、資料2の「平成27年度業務実績報告書概要」の3ページ目にございます「平成27年度年度計画自己点検・評価結果集計表」をごらんください。

年度計画では第1から第10までの項目に分かれております。計画数につきましては合計で118ございますが、このうち、「第6予算、収支計画及び資金計画」から「第10その他」までの7項目と27年度の年度計画を設定してない36項目につきましては、自己点検・評価の対象外となっております。したがって、118項目のうち75項目が自己点検・評価の対象となります。

大学が行った自己点検・評価の進捗状況につきましては、「Ⅰ年度計画を実施していない。」に該当するものはございません。次に、「Ⅱ年度計画を十分には実施していない。」というものは、28番と96番の2つでございます。「Ⅲ年度計画を十分に実施している。」につきましては、67項目が該当しております。「Ⅳ年度計画を上回って実施している。」につきましては、6項目が該

当しております。

続きまして、資料3「平成27年度業務実績報告書」に基づき、主な計画の実績についてご説明させていただきます。まず、1ページをごらんください。法人の概要として、法人名、所在地、役員の状況、法人組織図を、次に大学の概要として、主な沿革、学部等の構成、教職員数、学生数、大学の基本的な目標、最後に資本金の状況を記載しております。

次の2ページから4ページにかけて、平成27年度の主な業務実績について記載しており、最後に年度計画の全体総括を記載しております。

各年度計画の具体的な実施状況につきましては、5ページ以降に記載しております。

それではまず、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」につきまして、主な点、特筆すべき点等をご説明させていただきます。

まず、資料の13ページをごらんください。28番の「大学コンソーシアム京都との連携」についてでございます。実施状況につきましては、美術学部で世界遺産PBL科目の1科目を含めて10科目、音楽学部で7科目の合計17科目を単位互換科目として提供し、他大学から美術で7名、音楽で6名、合計13名の学生が受講いたしました。

一方で、他大学が開講する講座を受講した本学学生数は、美術学部4名、音楽学部2名の合計6名でありました。

なお、前年度の受講者数については他大学からの受講者が24名でしたので、27年度はほぼ半減した一方で、他大学の開講講座を受講した本学学生は1名でしたので、大きく伸びた形となりました。

自己評価につきましては、世界遺産PBL科目の開設等も行いましたが、他大学からの受講者数の減少という点を考慮しまして、Ⅱといたしました。

なお、本報告書の取りまとめ作業と並行して単位互換制度の運用状況を調査したところ、大学コンソーシアム全体の単位互換出願状況は前年度から約3割程度減少していることがわかりました。この要因につきまして、コンソーシアム側では、単位互換制度自体の認知度の低下や、各大学における単位互換科目の履修制限が厳しくなっていることが原因ではないかと分析されております。

次に、16ページをごらんください。35番の「京都芸大キャリアアップセンターの設立」についてでございます。実施状況等につきましては、昨年度は開設

から4年目となり、これまでに引き続き在学生及び卒業生の芸術活動・就職活動の相談業務を基本に、26年度に新たに取組んだ事業について、得られた経験やノウハウを生かすために継続開催に努めることを通じて事業効果を高めてまいりました。

また、人員及び事務執行体制の見直しを図り、センターに常勤の事務職員を配置することで、センター設立から3年間に蓄積した保有情報やノウハウ等の整備等に着手し、サポートの充実を図っております。

なお、センターの名称につきましては、27年4月からキャリアデザインセンターに変更し、学生に身近に感じてもらえるようロゴマークも作成しております。こうした取組を着実に実施しましたことから、自己評価はⅢとしております。

また、数値目標の実績につきましては、「卒業・修了生等のうち進路未定者の割合」を29年度には10%にすることを目指しており、それまでの各年度については年を追って段階的に目標数字を引き下げ、この目標に近づけることにしております。27年度の数値目標につきましては12%と設定しており、28年3月末時点での実績は16.25%でございますが、この中には留学に向けた準備などのため暫定的に進路が未確定の者も含まれているため、1年後に行います追跡調査の時点では目標である12%をクリアできるものと見込んでおります。

なお、本学における「進路未定者」の定義については、志望する進路につけていない者を「進路未定者」としてカウントしております。企業への就職を希望したものの、それがかなわず就職浪人の道を選択した者をはじめ、留学に向けた準備活動中の者についても、ひとまずは進路が固まっておられませんので、暫定的に進路未確定者として計上しております。

その一方で、アーティストとして活動することを希望し、実際に活動を行っている場合は、本人が希望し、選択した進路に沿った活動を行っていることから、進路が確定した者としてカウントしております。今回の年度実績報告においてお示ししております数字については、このような考え方にに基づき算出しております。

次に、21ページをごらんください。47番の「サバティカル制度等の検討・実施」についてでございます。実施状況につきましては、年度計画でうたいました28年度からの制度導入に向けて、全学人事組織委員会において具体的な検討を行い、28年3月に開催しました同委員会においてサバティカル研修制度案を

承認し、4月の教育研究審議会にて正式に制度の実施を決定いたしました。本学の制度につきましては、採用後6年以上かつ60歳未満の専任教員を対象としており、研修期間については、28年度及び29年度については、ひとまず1カ月以上6カ月以内としてスタートさせた次第です。制度実施を決定しました4月に学内公募を行い、審査の上、研修対象者1名を選考しております。

自己評価は、ご説明いたしましたとおり、27年度中に実施決定までには至りませんでしたでしたが、制度案をまとめ、今年度当初から制度の運用を開始することができましたことから、Ⅲとしております。

続いて、27ページの61番「作品展、演奏会、公開講座等の開催」についてでございますが、27年度もこれまでに引き続き、本学の教育研究活動の市民還元を図る観点から、作品展や演奏会、公開講座等に積極的に取り組んでまいりました。資料に記載しておりますのは一例にすぎませんが、実績は数値目標としていた年間60事業を上回る77事業を記録しており、こうした取組実績を踏まえ自己評価はⅣとしております。

また、62番「『京都市立芸術大学ギャラリーアクト』の活性化」についてでございますが、年度当初に京都国際現代芸術祭パラソフィアとの特別連携プログラム「still moving」を開催いたしましたのをはじめ、年間を通じて本学の教員・学生・卒業生等による作品展や国内外で注目を集める新進気鋭の若手アーティストを紹介する企画展など、計22件の展覧会を開催しております。

また、毎年秋に、パリと京都市の姉妹都市交流事業の一環として開催されます白夜祭のイベントである「ニューイ・ブランシュ」にも協力し、伝統とモード、ファッションをテーマに展示やワークショップ、音楽イベントを開催いたしました。

そのほか、企画した展覧会の一部は獲得した外部資金を活用して企画したものであり、文化庁からの委託事業として、海外から招聘したアーティストによるワークショップ等を開催したほか、ポーランドが生んだ演劇人であり美術家として知られるタデウシュ・カントルの生誕100周年記念事業については、文化庁をはじめ合計7団体から総額800万円の助成を得て実施したものでございます。

こうした取組の結果、数値目標として設定しております年間入場者数は、目標数字の2万人を10%ほど上回る2万2,197人を記録しており、取組実績を踏まえ自己評価はⅣとしております。

業務実績報告書の「第1大学の教育研究等の質の向上に関する目標」に関する説明は以上でございます。

●委員長 ありがとうございます。それでは、ここまでの関係で、委員の先生方のご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

項目が非常に多いので、ⅡとⅣの自己評価がついた項目に焦点を当てて説明していただきましたが、それ以外の部分も含めてご意見ございませんでしょうか。

●委員 11ページの18番「アドミッション・ポリシーの明確化」は計画の実施状況を見ると博士課程で検討されているということで、24番カリキュラム・ポリシー、27番にディプロマ・ポリシーもあります。これらの3ポリシーについての確認です。

いずれも26年度に受審された認証評価の結果を踏まえて改定されるということをお書きですが、昨年度末に文科省が省令を改定し、高等教育局から3つのポリシーの見直しをするようにという通知が来ており、それが今年度末までに対応を図ることになっていると思います。恐らく、この計画を立てられた時点では、それがまだ来ていなかったと思いますけども、もちろんその方向で対応されると理解してよろしいでしょうか。

●芸術大学 認証評価の指摘を踏まえることはもとより、文科省から示された3ポリシー策定に関するガイドラインが出ておりますので、それにも基づき改定作業を進めております。秋頃にはまとめていく予定です。

●委員 特にアドミッション・ポリシーについては新学習指導要領の学力の3要素を踏まえなければならないということで、恐らく芸大には馴染み難いと思いますが、よろしくお願いします。

●委員 キャリアアップ支援について、進路未定者の割合を10%以下にするという目標を立てていらっしゃいますが、この点については、他大学ではどの程度まで進路追跡されていらっしゃるのでしょうか。

●委員長 どの大学でもきちりやっています。パーセントはきちと出るようにはしていますが、一般の会社のいわば働き手として社会に人材を輩出するのが普通の大学の役割ですので、ほとんどの大学が出す数字は就職率です。割と九十何%とかという形できれいに出てきますが、そこで終わりです。一方、芸術大学の場合、ご説明にもありましたように、留学であったり、作家の道を選んだりするので、就職では括れないですね。そういう理由もあって卒業後

もサポートが続くんでしょね。

●委員 たまたま今日、朝のテレビでエデュテインメントについて放映されていました。楽しみながら学ぶということだそうですが、近年そういう施設が増えているという報道でした。更に、現在、日本の240大学が子供達に向けた講座を開いており、大学に小学生や中学生を招き入れて楽しく体験をさせて、その中で学ばせるということをやっているそうです。正に教育研究成果の社会への還元だと感じましたが、芸大では学内で子供たちが学習するという企画はありますか。

●芸術大学 たまたまですが、本日、市立動物園で子ども写生大会を開催しており、これは毎年やっています。また、子供向けであれば、小学校の空き教室を利用し、卒業生などがレジデンスという形で滞在し、制作を行っております。そこで大人たちが実際に絵を描いたり制作したりしている姿を子供たちが見ることで、色々な気づきや学びがあります。音楽学部では夏に、近くの小学校でオーケストラの演奏を行っていますが、子供たちが実際にオーケストラを体験するという機会はあまりないため、地域からは非常に喜ばれています。ただし、学内に子供を迎えるという取組は今のところございません。

●芸術大学 一番システムチックに幼児のころから育てる取組としては、大学自体そのものではありませんが、大学が当初より運営の一部を担っている子ども音楽教室というのがございます。堀川音楽高校の施設を借りて取り組んでいますけれども、週末に幼児から中学生までの生徒に対してレッスンが行われており、演奏家を育てるためのシステムチックなプログラムが組まれています。

●芸術大学 音楽学部の教員たちが中心となり組織している音楽教育研究会の主催により、本学を卒業した若手の先生方が毎週土曜日に堀川音楽高校で3歳の幼児から中学2年までの子供たちを対象に、音楽の基礎教育を行うという教育活動を長年実施しており、現在、約230名の子供たちが通っています。

●芸術大学 その子供たちが堀川音楽高校の進学者の予備軍になり、ひいては東京の芸大や本学の音楽学部の受験者にまで育っているという状況です。

●委員 わかりました。ぜひ、移転されたときには学内での取組もお願いします。

●委員 14ページの31番「教職員の柔軟な配置等」で、柔軟な配置を行うということで色々やっておられるとのことですが、この項目があるということは、柔軟な配置を妨げている要因が何かあるということでしょうか。答えにくい質

問かもしれませんが、教職員の数が足りないとか、質の上での問題があるとか、こういうテーマで活動をされているバックグラウンドを知りたいと思います。

●芸術大学 一番根っこにありますのは、やはり学科専攻の縦割りです。美術であれば日本画であるとか彫刻であるとか陶芸であるとか、それぞれ専門の教育研究、特に技術習得に取り組むわけですが、非常に成果を上げている一方で、ごく少人数の縦割り教育になっています。

他方で、芸術そのもののカテゴリーが非常に流動的になってきています。美術と音楽の境界にあるパフォーマンス系、オペラなどの音楽と美術が融合するジャンル、あるいは映像や音楽など色々なものが錯綜するような領域が広がってきており、その方面での教員配置が必要になるということがあります。更に、これは芸術系には限りませんが、大学が地域社会、市民社会あるいは自治体の中で、どういう教育や学問を通じた貢献ができるかという社会貢献の意識も非常に強くなっています。そうしますと特定の専攻の先生というよりも、各専攻をつないでいろいろプランニングをしたりプロデュースをしたりしていく、そういうタイプの教員も必要になってきています。

●委員 新しいチャレンジというような捉え方でよかったですか。

●芸術大学 そうです。ただし、教員枠は限られておりますので、いかに柔軟に配置を変えていくかという形で対処しているというのが現状でございます。

●委員 42番の特待生制度の検討についてです。非常に重要な制度だと思うのですが、取り組むべき時期は特に決めておられないのですか。

●芸術大学 まだ検討を続行しているところで、いまだどういう形が一番優秀な学生を獲得するのにいい方法なのかというのが定まらない状況で検討している段階でございます。

●委員 こういった計画では時期を決めて進めるのが重要だと思うのですが、そういうお考えはないのでしょうか。

●芸術大学 中期計画として掲げていますので、あと2年の間で何らかの形を示したいと考えております。

●委員 そうですか、わかりました。

●委員長 それでは次の段階にシフトしていきたいと思います。続いて事務局から第2、第3の説明をお願いできますか。

●芸術大学 それでは、「第2業務運営の改善及び効率化に関する目標」と「第3財務内容の改善に関する目標」について説明させていただきます。

37ページをごらんください。80番の「中長期的な展望に立った事務職員の採用・育成」でございます。実施状況につきましては、27年度は事務職のプロパー職員として係長級職員2名と係員3名を採用し、採用後、大学職員として求められる知識・能力を身につけるための研修を適宜実施しております。この結果、平成27年4月1日時点でのプロパー職員の比率は56%となり、前年度の42%から数値は大きく上昇しております。

また、27年度は、28年4月1日付採用職員の募集活動も行い、試験の結果、事務職2名の採用を決定し、本年4月に予定どおり本学に迎えております。これらの取組を踏まえまして、自己評価はⅢとしております。

続きまして、39ページをごらんください。87番「共同研究・科学研究費補助金等申請の促進」でございます。実施状況等につきましては、まず科研費ですが、26年度に申請された27年度分の新規件数は11件でしたが、27年度に申請が行われた28年度分については前年度の倍となる22件となりました。増加した背景といたしましては、86番に記載しておりますが、外部資金に関する情報収集と学内周知に努めたのをはじめ、科研費については学内での公募説明会を実施したほか、過去に科研費を獲得したことがある教員が経験の少ない教員に対して申請資料の作成方法をサポートするための研修会を開催するなど全学的に取組を進めたことがあると考えております。こうした実績を踏まえ、自己評価についてはⅣとしております。

なお、科学研究費の獲得以外にも、外部資金の獲得や連携に積極的に取り組んでおり、40ページの89番に民間企業との協力による展覧会等の実施状況を記載しておりますが、年間実績として数値目標を上回る15事業を実施しておりますほか、科研費以外の研究資金につきましても、41ページの90番に詳細を記載しておりますが、NTTコミュニケーション基礎科学研究所から共同研究資金を得たほか、様々な事業を受託しており、総収入は約3,700万円となり、法人化後で最大を記録しております。

続きまして、44ページをごらんください。96番「図書館等の運営の改善」でございます。実施状況等につきましては、図書館では、蔵書の充実に向けて年度初めに学生によるリクエスト強化月間を設定し、26年度末に建畠前学長からいただいたご寄附を原資として学生の希望図書購入を行いましたのをはじめ、京芸友の会への寄附金を活用した学生選書ツアーを2回開催するなど、利用者ニーズを踏まえた書籍の購入を行っております。

また、図書館に対してより目を向けてもらうよう、館内でテーマを設定した展示や企画を開催したほか、伝統音楽研究センターの図書室との交換貸し出しや、試奏室等の施設利用や書庫ツアーを実施するなど、学生に対して図書館活用のメリットをアピールいたしました。

こうした取組を行いましたものの、図書館入館者数は3万3,610人と、27年度の目標3万6,000人を達成することはできませんでした。

そのほか、図書館以外の大学施設につきまして、芸術資料館において展覧会を5回開催し、各会期中に学芸員によるギャラリートークを開催しております。入場者数については前年度比244名増の5,212名を記録しております。

自己評価につきましては、昨年度の評価委員会において委員の皆様方から、ネット時代にあって入館者数を伸ばすこと自体が困難であることから、必ずしも入館者数にこだわる必要はないのではないかというご意見を頂戴してまいりました。このため、私どもとしましては、単に数字だけではなく取組内容全体を見て判断することといたしました。ご意見のあった授業における図書館の活用策等について具体的な検討を進めることができませんでしたことから、Ⅱとした次第でございます。「第2業務運営の改善及び効率化に関する目標」と「第3財務内容の改善に関する目標」に関するご説明は以上でございます。

●委員長 ありがとうございます。この分野についての御質問等ありますでしょうか。

●委員 事前説明の際に、図書館等の運営の改善ということに関して御説明いただき、「等」というところに芸術資料館も含まれていると伺いましたが、この書き方だとどうしても図書館という言葉がひとり歩きしてしまっています。図書館の利用者数が多いほうが良いという視点もありますが、もう一步踏み込んで、資料館での資料の活用が有効になされているかといったあたりをもう少し評価することはできないのでしょうか。

●委員長 その辺りはどうでしょうか。多分、委員全員の共通の認識とは思いますが、図書館の利用者の数だけで評価してしまっているのかという判断ですよ。例えば作品に触れるということも重要な役割であり、それを考えると、図書館の入館者数が目標に達してないというだけで評価をⅡとするのではなく、もう少し複合的に評価できないだろうか、皆さん感じているのではないのでしょうか。

●芸術大学 芸大の学びの実質に即したご提案をいただき、ありがたいことと

思います。今期中期計画の項目設定とか数値目標の掲げ方については反省する点というか、次期に向けて相当組み替えないといけない部分もあると考えておまして、何より本当に教育と研究で我々が大事にしていること、あるいは前に進めようとしていることが本質的に反映されるような項目設定と数値目標の立て方をしないとイケないなと強く思っております。

●委員長 移転後のことを考えると社会人の利用も重要になってくるのではないかと思います。場所が変わることで、図書館の質も変化してくるはずで、そういう意味でも移転というものに内心は期待しています。

●芸術大学 図書館を運営していく上で一番辛いのは、実は予算でございます。小規模な大学ですから、現時点でいろいろ捻出しても年間200万円ぐらいしか収書予算が組めないというのは、図書館としては致命的でして、しかも芸大の場合には、一方ではすごく専門的な、それこそ作品集であるとか、他大学と共有できないような専門書も要りますし、カタログ類も必要になります。他方で、芸大だからこそ、技術習得のみに狭まるのではなく、学生にはきっちりした社会意識、歴史意識を持って欲しいというのがあって一般書も欲しいものですから、非常に苦い状況です。

京都には比較的規模の小さな大学がたくさんあり、同じ苦しみを抱えていると思いますので、移転に向けては、図書館に関しましてもそういう複数大学で重ならないように共同して何か利用できるような仕組みというのを工夫しているかといけないかと考えております。いずれ、より苦しい状況がやってくると思っております。

●委員長 大学コンソーシアム京都においても当初から図書館の共有利用というのは課題としてずっと出てきています。お互いの強いところを強化しながら共通項をシェアし、それがきちっと運営上反映されるというのが、考えの中ではあったのですが、なかなか実行できてはいません。だから、芸大の移転を機に、もう一度ねじを巻き直すような意味はすごくあると思います。

●芸術大学 大学コンソーシアムの事業というのは、今前面に出ているのは単位互換ですが、もっと協力し合わないといけないことがあると思います。例えば図書館機能もそうですし、何より各大学、とりわけ小規模大学が困っているのは、資格認定を出す科目ですね。例えば教職課程や学芸員、司書の養成といったものについて大学単位でコースや教員を揃えていくのがしんどくなっていますが、それこそ教育大の御協力などもいただいて、コンソーシアムで共同で

やるというようなことを、私も今年度からコンソーシアムの理事も務めておりますので、提案していこうかなと思っております。

●委員 まず、学芸員資格については、京都・大学ミュージアム連携という組織がありまして、そこで少し行われています。また、図書館のことですが、これから移転されるので特に予算化の問題はあると思いますけれども、最も大切なのはスペースの確保だと思います。先ほど、収書予算が200万円とおっしゃいましたけど、恐らく先生方が研究費で買われている本は先生たちの研究室に収まっているのではないのでしょうか。普段お使いにならない本を図書館へまとめることで学生は随分有益な学びができると思いますが、そうしようと思っても恐らくスペースがないと思います。加えて、書庫も閉鎖式ではなくて、学生が入って見られるような開架式に変えるようなスペースが要ります。それから、もし入館者数を今後も重視するのであれば、図書館の中にラーニング・コモンズのスペースを設けるのも手段としてはありますね。ここで例えば美術関係や音楽関係の展示をされて、それに関する本のコーナーをその時期に設けると、貸し出し冊数や利用者数も伸びると思いますが、恐らく今の施設ではやりようがないのではないかと思います。

●芸術大学 入り口にほんのちょっとスペースはありますが、十分ではありません。

●委員長 現代の図書館というのは、概念的には図書館というよりはコミュニケーションセンターと、そこからのラーニングセンターになっています。オープンスペースで自由に作業できる環境が京都駅前にあって、それが市民の活動ともリンクしたら、とても面白いと思います。

●委員 一般的に図書館の入館者を増やすためには、まず食堂のそばに建てる。それから図書館を歩いていくといろんなところへ行きやすいような場所に建てるという形が良いと言われていています。実は国立大学の中で抜群の貸し出し率を誇っている大学がありまして、学生1人当たり年間で60冊ぐらい借りています。

なぜこんなに貸出し率が高いのかと図書館長に伺ったら、雨や雪が降ると生徒は学内を移動するときに必ず図書館を抜けていく構造になっているそうです。そういう非常に物理的なことも影響が大きいので、移転される時には考慮されればと思います。

●委員 87番の科研費ですが、他の大学の方にも聞きましたが、科研費をどうやって取るかという事は各大学でも非常に重要なテーマになっていますね。申

請件数が増加していることは良いことなのですが、特定の先生に偏っていると、全体の底上げにつながっていない場合もあるということも聞きます。実態はどうでしょうか。

●芸術大学 もともと芸術系の大学というのは実技系ですから科研費に馴染まなかったのですけれども、この数年間で芸術系、デザイン系の研究者の方々の努力下、やっとのことでデザインとか実技系のものも応募できるような枠が広がってきました。

●委員 国の考え方も変わってきたということですか。

●芸術大学 変わってきました。ただ、先生方は実技系の方が多く、理論的な研究を提案することをこれまであまりなさってこなかったものですから、理論研究と制作とが一体化するような仕事をなさってきた先生方は積極的に申請していただいています。いわゆる純粋な実技系の先生からはなかなか申請が出にくいという実情があります。

そのため、大学として多くの先生方を巻き込んで、例えば美術学部全体の先生を巻き込んで申請するようなプログラムを昨年に作り、私が代表となり大学として申請し、採択もされております。また、資料にも書きましたように、これまで科研費を申請されたことのない先生への講習会を実施したこともあり、この1年で実績は上がったと感じています。

●委員 81番、事務職員の能力開発等の研修というのがございます。その中で事務職員の税務研修、経理事務等、色々な業務に関する研修を開催されていますね。産学連携が謳われて久しいですが、頭を柔軟に経済界の情報もしっかりとっていただけたらなと感じています。芸大は商工会議所の会員にもなられていると思いますので、商工会議所が開催しています研修や講演なども積極的に受けていただけたらと思います。

●芸術大学 ありがとうございます。今年、新たに計画しておりますのは、非常に歴史のある企業の文化財団の方をお招きしまして、そこの専務理事や美術館の館長さんに、まずホスピタリティーある接客や会場の設定の仕方、対応の仕方というものについて職員向けのレクチャーをしていただこうと予定しております。

芸術大学は展覧会やコンサート、ワークショップなど市民を対象にしたイベント等を多く開催していますが、事務職員に関しましては、そのための特別なトレーニングを受けてきた訳ではありませんので、非常に大切なことだと考え

ています。

●委員長 委員の言われた内容は、非常に重要だと思います。我々は、SDを考える時、どういう中身の研修が必要かということについてはしっかり考えます。例えば入社してから数年たった人たちに対してはこういうプログラムの中身にしましょう、さらにもう少し経って十数年の経験がある職員には管理的なスキルが必要なのでこういう研修をしましょうといったことです。その人、あるいは組織にとってどういう知識やスキルが必要かということだけ考えてしまうのですが、どういう中身を研修するか以上に、同じような人間ばかり集まっているのではなく、異なるバックグラウンドの方が集まって研修することのメリットはとても大きいと思います。だから、ぜひ考えてもらったほうがいいですね。

●委員 そういう意味では経営者協会でも、人事、人材育成、労働問題など経営に関わる様々な専門分野別に相互研鑽する研究会というものがあります。横のつながりというものは非常に重要ですね。

●委員 異業種もさることながら、例えば芸術系大学の方がお集まりになって、その方たちが共通で研修をされるとかいうようなことはあるのでしょうか。

●芸術大学 京都の5つの芸術大学が集まって連携しており26年度に各大学のプロパー職員を集めた研修会を実施しました。継続的なものにはなっていませんが、そういう動きは出てきています。

●委員 京都は大学の数も多いですし、私が知っている宗教系の大学でいえば、同じ宗教系の大学の幾つかと連携し、持ち回りで研修会を開いておられます。例えば今年度であれば、マイナンバーの導入など、新しい情勢や制度等の変化に応じて、事務処理上必要になってくるようなことについては研修が必要です。研修には外部講師を呼んでくるなどやり方は色々ありますが、研修会を発足されているのであればぜひ継続していただきたいです。

●芸術大学 私立の芸術大学のプロパー職員はずっとそこで芸大のプロとして働いておられますが、私どもの大学では、一番長い者でもまだ4年目ですから、これからプロになってもらうためには、講師から教えてもらうことはもちろんですが、他大学の職員がどういった意識でいるかということを知るだけでも勉強になると聞いています。

●委員 そう考えると、この数値目標の2回とは何だったのだろうと思いますね。実際は12回されているとのことですが。

●芸術大学 この目標は法人化前に作ったものですので、その時点ではどういう状態になるのか読めなかったのではないかと思います。実際、大学運営が始まると、日々の業務を進めるに当たって様々な研修が必要だということが判明し、ここに挙げているものの多くは実務的な、本当に業務上必要な研修がほとんどです。今、おっしゃっていただいているのは、もっと見識を高めたり広めたりするための研修ですので、そういうものがしっかりできているかという、弱い部分はあるのかなと思います。

今は経験の浅いプロパー職員が中堅職員以上になり、本当に経営というものを考えていくようになるわけですので、我々もこれからどういうふうに職員を育成していくかというのは考えなければならない大きなテーマだと思っております。

●委員長 今お話を聞いていて気になったのは、芸術系大学で小コンソを作っておられるとのことですが、ある取組がうまく次に展開するかどうかは結局事務局によるところが大きいということです。ですから持ち回りにするかどうかも含めて、事務局についてしっかりと決めておく必要性は最低限あるだろうと感じました。

この部分でさらにご指摘ございませんでしょうか。もしなければ、次に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。では、大学から次の部分の説明をお願いします。

●芸術大学 それでは、「第4自己点検・評価及び情報の提供に関する目標」と「第5その他の業務運営に関する重要目標」について説明させていただきます。

47ページをごらんください。102番の「ホームページの充実」についてでございます。実施状況等につきましては、大学ホームページの日々の更新に努めるとともに、オープンキャンパスや作品展等の学内の大きなイベントの実施時には特設ページを設置したほか、大学移転の話題を紹介するページを開設するなど、本学を取り巻く環境変化に応じて掲載内容の充実を図るとともに、SNSでの情報拡散にも努めております。

数値目標につきましては、本委員会のご指摘も踏まえて見直しを図り、ホームページへのアクセス数とフェイスブックのインプレッション数を合算して250万件としたところですが、結果はこれを大きく上回る336万件となったところです。内訳を見ますと、ホームページへのアクセス件数は約174万件で、前

年度から約10万件の減少となりましたが、フェイスブックのインプレッション数は、細かく情報を拾い、投稿件数がほぼ倍増したこともあり、前年度の約3倍の約163万件を記録しております。特に、昨年度は学長室の壁にフレスコ画が描かれた話題や、卒業生である佐渡裕さんによる特別授業の話題などが多くの方にシェアされたことで、より多くの方々に情報を知っていただくことができました。

なお、このほかの広報関係の数字については、27年度の新聞各紙での報道実績は335件となり、昨年度から16件増加しており、若干ではありますが数字は回復いたしました。

このように取組を着実に進めることができ、数値目標も大きく上回る成果をおさめることができましたことから、自己評価はIVとしております。

次に、49ページをごらんください。104番の「施設整備のあり方」についてでございます。実施状況につきましては、資料に記載のとおり、現施設の老朽化に伴い学内各所で恒常的に修繕が必要な状況が発生しておりますことから、計画的な修繕はもとより、緊急修繕を随時行った次第です。こうした修繕が頻発するため、安定的かつ確実に対応できるよう、予算の確保を京都市に相談いたしました。しかしながら、財政状況が厳しいことから全てを措置いただくことはできませんでした。

一方、移転整備に関する取組につきましては、当初は京都市により平成32年度に大学施設の一部を先行して移転することが計画され、このことを念頭に27年度中に移転整備基本計画が策定される予定でありました。このため、本学としての移転コンセプトを明確にする必要があると考え、拡大理事懇談会等において検討作業を精力的に進め、取りまとめた内容に基づき京都市と移転整備基本計画の策定に向けた協議を行った次第です。

しかしながら、その後、京都市の判断により、先行移転を行わず、一括移転により作業を進めていくことになりましたことから、基本計画の策定作業も今年度に先送りされることとなりましたため、現在も引き続き協議を進めているところでございます。

なお、移転完了時期につきましては、当初の予定どおり平成35年としております。

大学移転に関するこの1年の経過をかいつまんでご紹介いたしました。104番の自己評価につきましては、学内の必要な修繕を着実に実施しており、

移転整備基本計画の策定に向けて学内的には鋭意取組を行いましたことから、Ⅲとしております。

次に、53ページと54ページをごらんください。「第7短期借入金の限度額」、「第8重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」、「第9剰余金の使途」につきましては、実績といたしましていずれも該当するものはございませんでした。27年度年度計画の実施状況についてのご説明は以上でございます。

●委員長 ありがとうございます。それでは、この点でご意見ありますでしょうか。

●委員 104番ですが、移転先の場所というのは、新幹線やJRに乗っている方からも視認できる訳ですね。その場合、無味乾燥なただの箱物ではなくて、芸術大学らしい建物を造っていただきたいなと思いました。

●委員 芸術をやる者が入る建物も芸術でなければいけないと皆さんお考えになるとは思いますが、お金はかかりますよね。ただ、京都が文化都市であるということの発信にはつながるのでしょう。

●委員長 そうですよ。すごく重要だと思います。他にご意見はありますか。

●委員 2年前の評価委員会で同じことをお聞きしたように記憶していますが、第4、第5に限らず、例えば38ページの83番、84番ですとか、計画の実施状況等のところに斜線が引いてある項目が割とありますね。それはほとんど例外なく、年度計画が実施済みのため、27年度年度計画なしと書いてあるのですが、内容によっては計画の実施状況を知りたいような項目もあります。例えば92番について、管理的経費の効率化が実施済みのため、27年度計画がないから実施状況が書いてないのかもしれませんが、このように放っておいていいのだろうかと思う項目が散見されます。101番の広報業務経験者の採用についても、採用したからもう問題ないという解釈で計画の実施状況等を書かないということで本当にいいのか。この件に関しては以前にもお聞きしたように思います。

●芸術大学 御指摘はもちろん記憶しておりまして、その御指摘を踏まえて、例えば107番や108番について年度計画は「実施済のため、27年度年度計画なし」となっていますが、実施状況についても記載しております。

●委員 このように書いていただきたい。

●芸術大学 例えば広報の担当者を採用するというのは、まさに採用してうまく機能していると我々は思っているのですが、特段書くことがないという判断で書いていませんでした。経過については、最終年度である来年に向けて、総括と

してどうなっていったとかいうようなことをまとめて、一言になるかもしれませんが記載させていただくつもりです。

●委員 最初に計画を作った時に、先ほどのように「広報業務経験者の採用」と書いてしまうと、一旦採用してしまうと、その後は取組状況の書きようがなくなってしまうと思いますよね。計画を作る時には、その目的を明確にして書くことが重要ではないかと思います。例えば「広報業務経験者の採用」という計画は、採用すること自体が目的ではなく、それによる広報の充実が目的ですよね。そういう視点で書くと取組状況も色々と書けると思います。

●委員長 4, 5に限らずに、それ以前のも含めてご意見ございませんでしょうか。

●委員 他大学の図書館と蔵書の貸し借りができるシステムがあると思いますが、どの大学が京都芸大にどれだけ資料を要求してきて、京都芸大の図書館の資料をどれだけ利用したかというカウントはできるのですか。

●委員 お互いの貸し借りの状況は把握できます。

●委員 できるのであれば、入館者数ではなく、図書館の本が実際にどれだけ活用されているかということの数値目標にするという方法もあるのではないのでしょうか。

●委員 それは一つの方法だと思います。ただ、他大学との間での貸し借りを数値目標にするのは現実的ではないかもしれません。というのは図書館間での相互貸借を利用すると郵送料がかかったりするのでコストが高いつき、場合によっては新刊だったら買ったほうが安いような値段になります。そのため、そもそも利用が少ないのが実態です。

●委員 では、一概に利用されている数を指標に持ってくることはしないほうがいいのでしょうか。

●委員 むしろ、本の冊数を指標にされるならば、大学内での貸し出し冊数ですね。これは以前にも申し上げましたが、入館者数よりは実状に即した指標ですね。

●委員 前に戻って恐縮ですが、47番のサバティカル制度です。この中期計画と年度計画、そして実施状況を見ますと、これは制度がスタートしたということで、ある意味で終了したということでしょうか。来年からは、年度計画はなしになるという訳ですね。

●芸術大学 これは継続して事業をやっていきますので、その成果や評価につ

いて記載していく予定です。

●委員長 本本当に評価をしようと思えば、何人が制度を利用したかだけではなく、どこに行かれてどんな研究をされたかというの情報としては重要になりますよね。短期で取得した場合は3カ月でしたか。

●芸術大学 半年です。28年度については半年までにしていますが、規定上は1カ月以上1年未満です。

●委員長 1カ月以上1年未満で、それが何カ月になるかは本人の選択で決まってくる。大体何年に一度の周期で各教員に制度を利用できる機会が回ってくるかという想定はありますか。

●芸術大学 予算上の縛りはありますが、年間で3名程度を予定しており、6年以上勤務した者が対象です。

●委員長 サバティカルの大きなポイントというのは、大体何年ごとに充電ができるかという点にあります。サイクルとしては、例えば長くて大体10年に一度ぐらい充電ができる状況をつくるというのが、一応大学としてのベーシックなフレームワークです。つまり、教員が大学に入った時に、何年ごとに自分の充電ができるかという計画を立てられることが重要です。

●芸術大学 今の制度上は、このサバティカル研修制度か、1カ月以上の在外研修を取った場合は、次回の取得までには6年間空けていただくようになっています。

●委員長 ということは、サバティカルと在外研修という2つの制度を使えるということですね。その2つをうまく組み合わせることによって、10年に一度とかいうような形をつくっていけると。

●芸術大学 そうですね。1回行ったら6年は空けることと、年間3人を限度とすることは決めています。全員が何年置きに取得できるかについてはまだ計算はしていません。実際制度が動き出したところですので、利用状況等もこれから把握していくような状況です。

●委員 課題としては、サバティカルに出られた後の授業の補填です。非常勤講師の方を雇う費用の捻出もありますけども、分野によっては非常勤の方が見つからない場合もありますから。

●委員長 それが一番大変かもしれません。

●委員 ですから学生に不利益がいかないようにサバティカル制度を運用しようとするのは結構難しいだろうと思います。

- 委員長 特に芸術系は難しいかもしれないですね。
- 委員 例えばこの先生に師事したいと思って大学院の修士課程に入ってみたら、1年生のときにその先生がサバティカルで全くいないとなると、何のために入学したのかということになりかねませんからね。
- 委員長 重要な部分はやはり、教員が制度を使いながら、自分のキャリアアップや社会への貢献の仕方についてどのような計画を立てられるかです。大学によっては研究所を付設し、研究所での勤務とサバティカル制度と短期外留制度などを組み合わせながら、どういう充電期間にしようかということが設計できる。設計できる環境をつくることは大学側の責任なので、その辺りを考えて規定したほうが良いということはありませんね。
- 委員 教員の数が96人いらっしゃって、6年未満の人が1割、2割程度と想定すると、制度を利用できる対象者は六、七十人となり、年3人ではなかなか機会が回ってきませんね。
- 委員長 誰がその制度を利用するかということも大事だと思います。それなりに経験を積んだ教員が1年間行くのと、若い教員が1年行くのでは意味が全然違います。やはり若い時にこういった制度を利用し、外での経験を積んでキャリアアップしていくということを当たり前にしていくことは重要です。
- 委員 運用の仕方はもう少し検討が必要だと感じますね。
- 委員長 そうですね。制度はあるけど、15年働いてやっと利用できますなんていう雰囲気になると、機能しないですね。

他に御意見はございませんでしょうか。それでは、本日の議論を基に、事務局において、評価書（案）を作成していただきたいのですが、事務局から評価書（案）について説明をお願いします。

- 事務局 資料4に評価書（案）のひな形をつけております。本日の評価委員会で評価を変更した項目については変更後の評価を、特に変更や御意見がなかった項目については、法人の自己評価と同じ評価を入れた評価書（案）を作成し、改めて委員の皆様にお示しさせていただきます。
- 委員長 評価の良い項目は問題ないですけれども、評価をⅡとした項目が2件あります。このⅡをⅢに変えた方が良いという御発言はなかったのですが、その部分を再点検いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。
- 委員 96番の図書館に関しましては、数値目標が記載されてしまっていますので、評価をⅢにするのは難しいですが、記述的な評価も見ると伺っています

ので、どこの大学も附属図書館の入館者数が減っている中で、著しい減少とは言えないというようなことを書いていただきたいと思います。

●委員長 そうですね。そういう点ではコンソーシアムの項目も同じですね。

●委員 コンソーシアムについては、認証評価において単位の取得上限を設けることが指摘されていますので、制限を設けてしまうとコンソーシアムの授業を取りたくても参加できない、取りに来られないという状況になりますから、そういう社会的背景があるということをしっかり書いていただければと思います。

●委員長 その点は書いたほうがいいと思います。

●委員 図書館の項目についても、インターネット等で論文などのデータは調べられるようになっていきますので、その分、図書館に来る必要性は減ってきています。そういう理由で各大学とも入館者数が減っているのですが、決して図書資料をみんなが利用しなくなっている訳ではないのですが、そのような背景の中でこの数字は大きな減少とは言えないと評価委員会が判断しているということは書いていただいたらいいと思います。

●委員長 では、その点を書いておいていただいて、評価そのものは変化させないということでもいいのではないかと思います。

では、次の議題です。2つ目の議題であります「平成27年度財務諸表に対する意見について」でございます。地方独立行政法人法により、法人は、財務諸表について、市長の承認を得なければなりません。その際、市長は評価委員会に意見を聴くこととされているものです。では、法人から説明を願います。

●芸術大学 27年度の財務諸表について説明させていただきます。

資料として、資料5「決算概要」、資料6「財務諸表」、資料7「決算報告書」があります。これらの資料につきましては、法人の監事また会計監査人である有限会社あずさ監査法人の監査を受けまして、会計基準に準拠し、適正に表記しているとの報告を受けております。

それでは、決算概要の1ページをごらんください。公立大学法人が決算時に作成しなければならない会計に関する資料は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書、これらで構成されます財務諸表と決算報告書になります。

2ページの貸借対照表でございます。貸借対照表は、決算時の平成28年3月31日時点における全ての資産、負債及び純資産を記載しており、法人の財政状

況を明らかにしたものでございます。表の平成27年度の欄をごらんください。

資産の部は60億2,500万円で、この内訳としましては、土地や美術品・収蔵品などの固定資産56億1,300万円と現金及び預金などの流動資産4億1,200万円です。

負債の部は12億6,400万円で、この内訳としましては、資産見返負債や長期寄附金債務などの固定負債10億900万円と、運営費交付金債務や未払金などの流動負債2億5,500万円でございます。

純資産の部は47億6,100万円で、この内訳としましては、資本金33億6,000万円、資本剰余金12億9,800万円、利益剰余金1億3,000万円でございます。利益剰余金のうち、当期総利益は100万円となっております。

次に、損益計算書でございます。3ページをごらんください。損益計算書は、一会計期間における全ての費用と収益を記載した法人の運営状況を明らかにしたものでございます。

表の平成27年度の欄をごらんください。経常費用は22億100万円で、この内訳としましては、教育研究に要する経費や人件費などの業務費20億1,000万円と、一般管理費1億9,100万円でございます。教員人件費が前年度と比べて4,500万円減となっておりますが、主な要因は退職手当の減でございます。

経常収益は22億200万円で、この内訳としましては、運営費交付金収益14億3,700万円や授業料等収益6億8,900万円などがございます。運営費交付金収益が前年度と比べて4,300万円の減となっておりますが、これにつきましても主な要因は退職手当の減によるものです。

次に、4ページのキャッシュ・フロー計算書です。これは、一会計期間における業務活動、投資活動及び財務活動の3つの区分に分けて資金の流れを明らかにしたもので、平成27年度における資金期末残高は3億7,800万円となっております。

次に、利益の処分に関する書類です。これは、決算日における未処分利益の処分内容を明らかにしたものです。当期末処分利益は100万円で、法人としましては、これは経営努力によるものとして全額を目的積立金としてお認めいただきたいと考えております。

次に、5ページをごらんください。行政サービス実施コスト計算書は、法人の業務運営に関して市民が負担する全コストを明らかにしたもので、19億9,500万円となっております。

次に、決算報告書です。これは、年度計画における予算と執行状況を対比することにより、法人の運営状況を明らかにしたものです。

収入の決算額は22億4,800万円で、予算額に比べ200万円の減となっております。予算編成時は目的積立金の活用を想定しておりましたが、結果として取り崩しは行わず、補助金や受託研究などの外部資金獲得による収入の増、入学料や授業料などの学納金の収入減などを合わせ、最終的には200万円の減でとどまりました。

支出は22億600万円で、予算に比べ4,400万円の減となっております。人件費ですが、退職手当の減少、教員の欠員、事務組織の見直しなどにより、人件費全体の決算額が予算を大きく下回りました。なお、退職手当の減少分を除く人件費予算の余剰につきましては、学内の教育環境整備の費用などに充てており、特に施設の修繕費を充実したことから一般管理費が増となっております。

次に、6ページは財務諸表の関連図で、それぞれがどのように関連しているかを示したものでございます。

最後に財務分析について説明させていただきます。7ページでございます。法人の業務運営の健全性や発展性、人件費や一般管理費及び教育研究費の水準等を把握し、財務内容の改善や今後の大学運営に役立てるため、損益計算書を用いて財務分析を行っております。

まず、健全性をあらわす指標として自己収入比率を設定しております。比率が高いほど財務の自立性が高いといえます。今年度は前年度に比べ0.4ポイントの増となっておりますが、これは前年度より教員退職手当の減少により運営費交付金収益額が少なくなったことが影響しております。

次に、発展性をあらわす指標として外部資金比率を設定しております。比率が高いほど外部資金による活動の割合が高いといえ、文化庁事業等の受託事業収入の増加により、前年度に比べ0.2ポイントの増となっております。今後も継続して外部資金の獲得努力を行ってまいりたいと考えております。

次に、効率性をあらわす指標として人件費率と一般管理費率を設定しております。人件費率は、比率が高いほど労働集約的な費用構造にあるといえます。今年度は、給与改定による負担増などがあるものの、退職手当が減少したことから前年に比べ0.3ポイントの減となっております。一般管理費率は、比率が高いほど管理的経費の割合が高いといえます。施設の維持管理に係る修繕経費の充実を図ったことや、職員代替として人材派遣へ切りかえたことによる業務

委託費の増加などによって、前年度と比べ1.3ポイントの増となっております。

最後に、活動性をあらわす指標として教育経費率と研究経費率を設定しております。教育経費率は、比率が高いほど教育目的の物件費の割合が高いといえますが、前年度と比べ光熱費に係る経費支出が大幅に減少したことで、0.2ポイントの減となっております。研究経費率は、比率が高いほど研究目的の物件費の割合が高く、0.1ポイント減で、ほぼ横ばいとなっております。

以上が財務分析の結果でございます。今後も、これらの指標による財務分析を踏まえ、財務内容の改善や今後の大学運営に役立ててまいりたいと考えております。

●委員長 ありがとうございます。財務関係の報告に関してご意見ございませんでしょうか。

●委員 特にありません。大きな変動はないですね。

●委員長 この点で問題ないようでしたら、財務諸表については、評価委員会の意見は特に付さないことと致します。

次に3つ目の議題であります「平成27年度利益処分に対する意見について」です。地方独立行政法人法により、毎事業年度、損益計算において利益が生じた場合は、積立金として整理しなければなりません。市長の承認を受けることで、次年度以降の剰余金の使途として使用することができます。承認に当たっては、市長は評価委員会に意見を聴くこととされています。これについて、事務局から説明をお願いします。

●事務局 資料8を御覧ください。剰余金の利益処分の流れでございます。

各事業年度の損益計算において剰余金が生じた場合、大学の経営努力により生じた利益かどうか、評価委員会において評価いただき、その意見を市長が聴いて承認します。

そして、経営努力によるものであれば、左のYESの矢印のように目的積立金として、次年度以降、中期目標で定めた使途、下の欄外にありますように「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」のために使用が可能となります。

一方、経営努力によらない右のNOの場合は、一般的な積立金として、次年度以降の損失補てんにのみ充当することとなります。

また、中期目標期間後は、目的積立金の残額があれば、それも振り替えて一般の積立金とし、これについても評価委員会において御意見を伺い、良いということであれば市長の承認を経て、次期中期目標期間の財源に充当できること

になります。剰余金の利益処分の流れについては以上でございます。

●委員長 続いて、法人から平成27年度決算における剰余金の説明をお願いします。

●芸術大学 資料9に基づきまして27年度の利益処分について説明させていただきます。まず、第1の剰余金の概要でございます。剰余金は約60万円で、先ほどご説明をしました損益計算書の当期総利益がこれに該当いたします。

次に、剰余金の発生理由でございます。27年度は、先ほど説明させていただきましたとおり、収支がほぼ均衡となりました。当初予算においては、給与改定による人件費の負担の増加などに対応しつつ、教育研究活動を推進するため目的積立金1,300万円の取り崩しを計上しておりましたが、外部資金の積極的な獲得によって法人予算における研究経費の圧縮を図り、また事務の効率化や無駄の削減の徹底などで支出経費の削減に努め、結果として目的積立金を取り崩さず、約60万円の剰余金が生じたものでございます。

次に3、今後の目的積立金の活用についてでございます。28年度以降は、給与改定による人件費の負担増や運営費交付金の削減ノルマに対応しつつ、第一期中期計画期間における教育研究水準をこれまでと同様に維持するため、目的積立金を必要に応じて取り崩し、計画的な活用を図ってまいります。法人といたしましては、引き続き経費の節減と自己収入の拡大に努めてまいります。

なお、目的積立金の使途でございますが、別紙の公立大学法人京都市立芸術大学目的積立金取扱要綱で定めておりますとおり、教育・研究環境の向上につながる事業、中期計画の推進につながる事業、収入増につなげるための事業、移転整備事業、法人の財政基盤の安定化のために使用することとしております。

最後になりますが、27年度の剰余金は収入の拡大と経費支出の圧縮により生じたものであり、法人といたしましては法人の努力によるものと考えております。したがって、剰余金の全額を目的積立金としてお認めいただきたいと思いますと考えております。

●委員長 大学から説明がありましたとおり、今年度の剰余金については、61万8,000円という金額になっています。

●委員 外部資金の獲得もかなりの額ありますし、大学としてはいわば会社という営業をされたわけですから目的積立金として認めても良いと思います。参考のために伺いますけど、外部資金比率が0.2ポイント上がっていますが、これは額にするといくらですか。

●芸術大学 受託研究事業収入に関しますと920万円の増、それと補助金収入は400万の減となっていて、合わせまして約520万円の増になります。

●委員 そこは経営努力と言えると思います。

●委員長 そうですね。

●委員 もう一点質問ですが、目的積立金は中期計画が終わるまでに全部取り崩す必要はあるのでしょうか。

●芸術大学 そういう決まりはありませんが、今の見込みですと、ほぼ取り崩してしまわなければ残りの期間の運営が回っていかないと考えています。

●委員長 他に御意見ございませんでしょうか。それでは、平成27年度に生じた利益については、評価委員会の意見は特に付さないことと致します。最後の議題は「次期中期目標・中期計画について」でございます。事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは資料10をごらんください。次期中期目標・次期中期計画の策定についてでございます。

次期の期間ですが、平成30年の4月から平成36年の3月が次期の期間でございます。

まず、1番に中期目標とはとありますように、中期目標とは京都市が大学に示す目標であり、当該期間中に達成を期待することを中期目標によって示し、大学がこの中期目標に基づいて中期計画を作成するという仕組みになっております。

次の中期目標についても、現中期目標に掲げる自由で独創的な研究と質の高い芸術教育、創造的な人材の育成、次世代の先駆けとなる教育研究活動の成果の発信をもって、芸術文化の国際的な中心地であり続ける京都の文化的な創造力をより高めることを目指す、こういった考え方は基本的に踏襲していきたいと考えております。その中で、当該期間中の6年間に想定される事象を踏まえて策定していく必要があると思っております。例えば、文化庁が東京から京都へ全面移転されます。これは、京都の文化、地方の文化とも言えると思いますが、そういった文化に目が向けられ、地方からの文化の発信が強化されていくものになると期待しております。また、下京区へのキャンパス移転を迎えますが、これが単なる新しい建物への移転というだけでなく、大学を取り巻く社会環境、大学が地域社会で果たすべき役割など、大学全体のあり方などを改めて見つめ直した上で、次の中期目標・中期計画を策定していく必要があると考え

ております。

また、現在の中期目標・中期計画について課題ということで、これまでの評価委員会でいただいたご意見を挙げております。主に、期間中の6年間の状況を踏まえたものにする必要があるのではないかとということや、あと、中期計画と年度計画の関係性がわかりにくいといったご意見をこれまでいただいております。また、本日も数値目標の設定について、これでよいのかというご意見もいただいております。こういった課題を踏まえまして、中期目標は当該期間中の状況を踏まえたものとする、あと、中期計画は年度計画との関係を整理した上で項目をまとめていきたいと考えております。

続いて3ページに策定スケジュールの案をお示ししております。

今回の課題整理を踏まえて中期目標案の検討を進めてまいります。来年4月の評価委員会でご審議をいただきまして、市民意見の募集を行い、7月の評価委員会で中期目標の最終案、中期計画（案）、28年度評価をご審議いただきます。議会での議決後、11月の評価委員会で中期計画の最終案をご審議いただき、第2期のスタートを迎えたいと考えております。説明は以上でございます。

●委員長 ありがとうございます。

法律では平成30年度からの6年間の中期目標を設置団体が策定し、それに基づき大学が中期計画を設定するという形になっています。中期目標をつくり上げるにあたって、先ほど説明のありましたように、次期中期目標期間中には、大学の京都駅東部への移転や文化庁が京都へ移転してくるなど、大学を取り巻く環境もかなり変わってきますので、それらを勘案して策定していかなければならないということです。中身に関しては、我々評価委員が次に接触するのは、スケジュール上は来年の4月になっており、このスケジュールをベースに議論させていただくこととなります。課題やスケジュールに関してご意見はありますか。

特に意見はないようですので、本日の議題はこれで全て終了しました。進行を事務局にお返ししたいと思います。

●事務局 それでは、本日の審議はこれにて終了致します。

皆様、ありがとうございました。